

要綱案の取りまとめに向けた検討(2)

(前注) 本部会資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。以下「令和4年改正法」という。)による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」の用語を用いている。

第1 裁判所に対する申立て等

1 インターネットを用いてする申立て等の義務付け

(1) 民事執行、非訟事件の手續及び家事事件の手續において裁判所から選任された者

民事執行、非訟事件の手續及び家事事件の手續において裁判所から選任された者について、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする特段の規律を設けないものとするにつき、どのように考えるか。

(説明)

1 これまでの部会における議論等

これまでの会議では、破産管財人及び保全管理人(以下「破産管財人等」という。)が裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする(部会資料13の第3の1(2)イ)については、賛成する意見が多かったのに対し、倒産手續以外の民事執行、非訟事件及び家事事件において裁判所から選任された者、具体的には、強制管理の手續における管理人等(中間試案の第1の1(2)イ)、非訟事件の手續において裁判所が選任する清算人や仮代表取締役などの者(中間試案の第5の1(2)イ)、成年後見人、保佐人及び補助人、さらには未成年後見人のほか、相続財産の管理人(民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)による民法改正後の相続財産の清算人を含む。)、不在者財産管理人等(中間試案の第9の1(2)イ)が、その選任された者として関与する手續において裁判所に申立て等をする場合については、インターネットを用いてしなければならないものとする規律を設けることにつき、賛成する意見と反対する意見があった。

意見募集では、上記のような者に、裁判所に対する申立て等につきインターネットを用いてしなければならないものとする規律を設けることにつき、様々な意見が寄せられた。特に、非訟事件の手續や家事事件の手續において裁判所から選任された者については、法律専門職以外の者が選任されているケースが相当数あることなどから、インターネットを用いて裁判所に対する申立て等をしなければならないものとする規律を設けることにつき反対

する意見があった。

2 本文の考え方

民事執行、非訟事件及び家事事件において裁判所から選任された者については、委任を受けた代理人等とは異なり、弁護士や司法書士といった法律専門職の者に限らず、様々な背景を有する者が選任されることがあり得る。これらの者の職責に鑑みて要求される資質等は、インターネットを利用することができるかどうかとは関連しないケースもあると考えられ、インターネットを利用することができることがこれらの者等に選任される際の一種の資格となることは妥当ではないと考えられる。

そのため、民事執行、非訟事件及び家事事件において裁判所から選任された者については、法律上、裁判所に対する申立て等につきインターネットを用いてしなければならないものとする規律を設けることはしないことが考えられる。

なお、弁護士等の法律専門職の者にのみ、インターネットを用いて裁判所に対する申立て等をしなければならないこととするとの意見もあったが、民事訴訟の手続においては、弁護士等が、委任を受けた訴訟代理人等としてではない立場で申立て等をする場合には、法律上、インターネットを用いて裁判所に対する申立て等をしなければならないとはされていないし、法律上特段義務付けなくとも、インターネットを利用して申立て等をする事が期待できるとも考えられ、これらの者につき、特段の規律を設けないことが考えられる。

(2) 再生手続、更生手続及び特別清算の手続において裁判所から選任された管財人等

(前注) ここでは、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理及び保全管理人代理がその選任を受けた破産手続において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとするを前提としている。

(説明)

部会資料13においては、破産管財人及び保全管理人につきインターネットの利用を義務付ける案を提示していた。また、破産管財人代理及び保全管理人代理についても、特段、これらの者と区別する理由がないものと解される。以下の案は、以上の案を前提としていることを注記している。

ア 再生手続

再生手続における管財人、保全管理人、監督委員、調査委員及び個人再生委員、管財人代理及び保全管理人代理は、当該選任を受けた再生手続に

において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 管財人及び保全管理人等

再生手続では、裁判所は、再生債務者（法人である場合に限る。）の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるときは、再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる処分をすることができ、管理命令が発せられた場合には、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属するものとされている（民再法第64条、第66条）。

そして、管財人は、再生債権の認否書の作成、再生債務者の財産等の調査及び報告、役員等の責任追及（民再法第101条、第124条から第126条まで、第143条）などの職務を行い、否認権等の権限が認められており（民再法第135条）、再生手続の機関としての地位にあるものと思われる。また、管財人の職務には高度の法的知識と経験を要すると考えられており、実務的には、弁護士が管財人に選任されることが多いとの指摘もある。このような管財人の職務内容、地位等を踏まえると、管財人につき、破産手続における破産管財人と同様に、裁判所に対する申立て等につき、インターネットを用いてしなければならないものとすることが考えられる。

また、再生手続では、破産手続と同様に、保全管理人が選任されることがある（民再法第79条）ところ、保全管理人についても、破産手続の保全管理人と同様に、裁判所に対する申立て等につき、インターネットを用いてしなければならないものとすることが考えられる。

そのほか、管財人代理及び保全管理人代理についても、特段、これらの者と区別する理由がないものと解される。

2 監督委員

再生手続では、裁判所は、必要があると認めるときは、監督委員による監督を命ずる処分をすることができ、監督命令が発せられた場合には、監督委員は再生債務者の業務及び財産の状況等を調査するなどの職務を行うものとされている（民再法第54条、第59条）。監督委員は、管財人や保全管理人のような再生債務者の財産管理処分権や業務遂行権を有するものではないものの、裁判所が指定した再生債務者の行為につき同意を与える権限を有し（民再法第54条）、一定の場合には否認権を行使することができる（民再法第56条、135条）などとされている。また、監督委員には、一定程度以上の法的判断が必要になることが多いことから、実務的には、弁護士が監督委員に選任されることが多いとの指摘が

ある。

このような監督委員の職務内容、地位等を踏まえると、監督委員についても、裁判所に対する申立て等につき、インターネットを用いてしなければならないものとするのが考えられる。

3 調査委員

再生手続では、裁判所は、必要があると認めるときは、調査委員による調査を命ずる処分をすることができ、調査命令が発された場合には、選任された調査委員は、調査命令に従って再生手続開始原因の存否、再生計画の作成・可決・認可の見込み、否認の対象事由などを調査し、調査の結果を裁判所に報告しなければならないものとされている（民再法第62条）。

調査委員は、監督委員と同様に、再生債務者の業務及び財産の状況等を調査するなどの職務を行うものとされており（民再法第63条、第59条）、特段、監督委員と区別する理由はないとも解される。そこで、調査委員についても、監督委員と同様に、裁判所に対する申立て等につき、インターネットを用いてしなければならないものとするのが考えられる。

4 個人再生委員

裁判所は、小規模個人再生を行うことを求める旨の申述等があった場合において、必要があると認めるときは、個人再生委員を選任することができるものとされており、個人再生委員は、再生債務者の財産及び収入の状況の調査、再生債権の評価に関する裁判所の補助、再生債務者が適正な再生計画案を作成するために必要な勧告をすることなどの職務を行うものとされている（民再法第223条、244条）。

このような個人再生委員についても、裁判所に対する申立て等につき、インターネットを用いてしなければならないものとするのが考えられる。

イ 更生手続

更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員及び調査委員は、当該選任を受けた更生手続において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとすることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 管財人及び保全管理人等

裁判所は、更生手続開始決定と同時に管財人を選任しなければならず、更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属するものとされている（会更法

第42条、第72条)。また、管財人は、更生会社の業務及び財産状況の調査や更生債権等の調査等の職務を行い、否認権等の権限が認められており、更生手続における機関としての地位にあるものと思われる。そして、破産管財人や再生手続における管財人につき、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする場合には、更生手続における管財人においても、同様に、裁判所に対する申立て等につき、インターネットを用いてしなければならないものとすることが考えられる。

また、更生手続においても保全管理人が選任されることがある(会更法第30条)ところ、保全管理人についても、破産手続における保全管理人と同様に、裁判所に対する申立て等につき、インターネットを用いてしなければならないものとすることが考えられる。

そのほか、管財人代理及び保全管理人代理についても、特段、これらの者と区別する理由がないものと解される。

2 監督委員及び調査委員

更生手続においても、再生手続と同様に、裁判所は、監督命令又は調査命令を発することで、監督委員又は調査委員を選任することができる(会更法第35条、第39条、第125条)。そこで、監督委員及び調査委員についても、裁判所に対する申立て等につき、インターネットを用いてしなければならないものとすることが考えられる。

ウ 特別清算の手続

特別清算の手続における監督委員及び調査委員は、当該選任を受けた特別清算の手続において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとするにつつき、どのように考えるか。

(説明)

特別清算の手続においても、再生手続及び更生手続と同様に、裁判所は、監督委員及び調査委員を選任することができる(会社法第522条、第527条)。そこで、監督委員及び調査委員についても、裁判所に対する申立て等につき、インターネットを用いてしなければならないものとすることが考えられる。

(3) その他

(1)及び(2)において検討された者のほか、委任を受けた代理人等及び破産管財人等以外の者については、インターネットを用いて申立て等を行うことができるようにするものの、これを法律上義務付けることとはしないものとするにつつき、どのように考えるか。

○中間試案第1の1「(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け」
(後注) 本文の考え方のほか、民事執行の手續における申立て等については、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれをしなければならないものとするとの考え方がある。

○中間試案第3の1「(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け」
(後注) 本文の考え方のほか、債権届出については、破産手續において自認債権制度(民事再生法第101条第3項参照)を設けるなど破産債権者による債権届出がなくとも破産手續において破産債権があるものとして扱うことができる制度、債権届出を容易にする制度及び債権届出をサポートする制度を創設した上で、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれをしなければならないものとするとの考え方がある。

(説明)

1 これまでの部会における議論等

これまでの会議では、民事執行の手續において申立て等を行う全ての者について、原則としてインターネットによる申立て等を義務付けた上で、インターネットによる申立て等に対応することが困難である者に限り、例外的に書面による申立て等を認めることとすべきであるとの考え方(中間試案の第1の1(後注))や、破産手續における債権届出については、債権届出をサポートする制度等を創設した上で、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれをしなければならないものとするとの考え方(中間試案の第3の1(後注))もあったが、これらの考え方に反対する意見もあった。

また、これまでの会議では、人事訴訟の手續や家事事件の手續において、行為能力の制限を受けた者につき裁判長が代理人に選任した弁護士や、当事者となることがある検察官、家事事件の申立てをする資格を有する公的機関にインターネットによる申立て等を義務付けることについても検討すべきとの指摘があったほか、非訟事件の手續において、電子公告を選択している会社や、社債管理者及び社債管理補助者、業として信託業法上の信託業の認可を受けている者については、手續代理人に委任せず自ら申立て等をする場合についても、インターネットによる申立て等を義務付けることがあり得るのではないかと指摘があった。

意見募集においては、様々な意見が寄せられたが、インターネットによる申立て等を法律上義務付けられる者を民訴法と同様に委任を受けた代理人等に限定することに賛成する意見が多くみられた。

2 本文の考え方

申立て等がインターネットを用いてされることにより、関係者間における情報のやりとりがより円滑なものとなり、効率的なものとなることが期待される。また、書面管理等のコストの削減、さらには、手続の迅速化・効率化が図られることとなって、手続に関する社会全体のコストが削減されることとなる。このような観点からすれば、可能な限り、申立て等がインターネットを用いてされることが望ましいと考えられる。

もっとも、特に、民事執行の手続における申立て等をする者（中間試案の第1の1（後注））や、破産手続における債権届出をする者（中間試案の第3の1（後注））には、現状では、インターネットを用いた申立て等の義務付けに十分に対応することができない者が一定数存在するものと考えられ、インターネットによる申立て等を義務付けることは、これらの者の裁判を受ける権利にも影響を及ぼすことが危惧されるとの指摘がある。破産手続における債権届出に関しては、部会では、債権届出を容易にする制度（例えば、フォーマット入力の方式）を導入すること、インターネットを利用することができない者に対するそのサポート制度（例えば、代理委員の制度（破産法第110条）など）を拡充すること、サポート制度を前提としてもなおインターネットを利用できない者については義務化の対象外とすること、破産手続において自認債権制度（民再法第101条第3項参照）を設けるなど破産債権者による債権届出がなくとも破産手続において破産債権があるものとして扱うことができる制度を設けることなどによって保護を図ることも合わせて提案されたが、破産手続において自認債権制度を設けることについては、現行法の立法趣旨等を考慮すると困難ではないかとの意見も考えられるほか、サポート制度や例外的に義務化の対象外とする規律については、裁判を受ける権利を保護する観点から十分なものといえる具体的な制度や規律とはどのようなものが問題になるとの指摘が考えられる。

意見募集においても、例えば、インターネットを用いた申立て等に係るシステムを使いやすいものとする事により、義務付けをしなくともこれが利用されることとなるといった形でIT化が推進されるべきであり、義務とする必要はないとの意見もあった。また、民事訴訟の手続と同様に、委任を受けた代理人等以外の者については、最高裁判所規則において訓示規定を置くことによって対応すべきであるなどとして、法律上義務付ける必要はないとの意見もあった。

そのほか、基本的に、民事訴訟においては、委任を受けた代理人等に限りインターネットの利用を義務付け、当事者的な地位にあるものについては特段の規律を置いていないことや、インターネットを利用して申立てをした者についてはその後もインターネットの利用を義務付けるといったことはしなかったこと（義務付けをしなくとも、そのようなケースではインターネットの利用を期待することができる）、当事者の経済規模等の属性に着目した規律は設けなかったこと等との整合性も問題になるように思われる。

以上からすると、(1)及び(2)において検討された者のほか、委任を受けた代理人等及び破

産管財人等以外の者については、インターネットを用いて申立て等を行うことができるようにするものの、これを法律上義務付けるとの規定を設けることとはしないものとすることが考えられる。

(後注) 申立て等をインターネットを用いてする際の方法として、システム上のフォーマット入力的方式を検討することにつき、どのように考えるか。

(説明)

1 これまでの部会における議論等

これまでの会議においては、申立て等をインターネットを用いてすることを可能とする場合のその具体的な方法に関し、特に、民事執行、破産手続及び家事事件について、申立て等に係るデータ(例えば、PDF化されたデータ)をアップロードする方法のほかに、利用者の便宜のため、例えば、システム上、申立て等に利用することができる定型的なフォームを用意し、当該フォームに必要事項を入力することにより申立て等を行うことができるような仕組みを導入すべきであるとの意見があった。

意見募集では、民事執行(中間試案の第1の1(1)の(注))、破産手続(中間試案の第3の1(1)の(注))及び家事事件(中間試案の第9の1(1)の(注))について、非弁活動の危険や非定型な事件への対応可能性を理由に反対する意見もみられたが、システム上のフォーマット入力的方式を検討すべきとの考え方に賛成する意見があったほか、他の手続においても、システム上のフォーマット入力的方式を導入すべきであるとの意見もみられた。

2 検討の視点等

申立て等をインターネットを用いてすることを可能とする場合のその具体的な方法については、民訴法等においても、法律事項ではなく、システムの具体的な内容も踏まえて、今後検討されることとなるが、民事訴訟の手続のIT化の具体的な運用については、例えば、単に紙をPDF化されたデータをアップロードする方式のほかに、システム上、申立て等に利用することができる定型的なフォームを用意し、そこに必要事項を入力することにより申立て等を行うことができるようにすることなどを含めた検討が予定されている。

システム上のフォーマット入力的方式は、申立て等をする者の便宜に資すると思われるほか、手続によっては、入力されたデータをその後の手続に利用するとの視点も重要であるとの指摘も考えられ、これらのような視点から、その導入のメリットが指摘されることが考えられる。また、意見募集では、システム上のフォーマット入力的方式を導入するとしても、様々な事案に柔軟に対応できるよう、例えば、PDF化されたデータをアップロードする方式といった方式も選択可能としておくべきであるとの意見もみられた。

第2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

1 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(1) 民事執行、民事保全、破産手続等及び非訟事件

裁判所に提出された書面等（民訴法第132条の10第1項に規定する書面等をいう。以下同じ。）及び記録媒体（電磁的記録を記録した記録媒体をいう。以下同じ。）につき、下記2の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならないものとするに関し、中間試案の考え方を含め、どのように考えるか。

○中間試案第1の2「(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等」

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等（民訴法第132条の10第1項に規定する書面等をいう。以下同じ。）及び記録媒体（電磁的記録を記録した記録媒体をいう。以下同じ。）につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（A案）と、電子化を目指しつつも、民事執行の手続の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（B案）がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方（A-1案）のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、民事執行の手続の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある（A-2案）。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方（B-1案）、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する（電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする）考え方（B-2案）、③当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する（当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする）考え

方（B－3案）がある。

（説明）

1 これまでの部会における議論等

これまでの会議では、民事調停（中間試案の第6の2参照）、労働審判（同第7の2参照）、人事訴訟（同第8の2参照）については、全ての事件について、提出された書面等及び記録媒体を電子化する（電子化のルールを適用する）方向で議論がなされていた。

他方、民事執行（中間試案の第1の2参照）、民事保全（同第2の1参照）、破産手続その他倒産手続（同第3の2及び第4参照）、非訟事件（同第5の2参照）については、提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等について、全ての事件について電子化のルール（下記2）を適用する考え方（中間試案の第1の2等の（注）におけるA案）のほか、一定の範囲で電子化のルールを適用する考え方（中間試案の第1の2等の（注）におけるB案）があった。

意見募集では、これらの手続における提出書面等の電子化の対象事件について、様々な意見が寄せられたが、これらの手続においても提出書面等を含む事件記録の電子化のメリットが妥当する、事件の種類や事案の内容に応じて電子化する場合と電子化しない場合とを使い分けることはかえって事務コストの増大につながるなどとして、A－1案に賛成する意見があった。また、柔軟かつ迅速な執務処理が可能となるなどとしてA－2案を支持する意見もあったほか、B－1案を支持する意見や、非訟事件について、書面審理のみで記録化の必要性が乏しい類型や電子化のルールを適用しないこととする類型として、例えば、債務弁済許可、所在不明株主の売却許可、清算人選任事件、過料事件等を挙げる意見などがあった。そのほか、B－2案を支持する意見や、B－3案を支持する意見もあった。

なお、家事事件の手続における提出書面等の電子化の対象事件については、後記(2)において検討することとしている。

2 検討の視点等

部会における議論や意見募集の結果等においては、提出書面等の電子化のメリットについて、インターネットを通じた閲覧等が可能になることのほか、記録の管理や保管の効率化等、多くの視点が指摘されている。他方で、そのメリットが必ずしも全面的には妥当しない場面があり得るのではないかと指摘もあるほか、電子化の事務負担やそれによりかえって迅速な事件処理が損なわれる場合があるのではないかと懸念を示す意見もある。これらを踏まえ、民事執行、民事保全、破産手続その他倒産手続及び非訟事件における提出書面等の電子化の対象事件等について、中間試案の考え方を含め、どのように考えるか検討をする必要がある。

(2) 家事事件

家事事件については、原則として、下記2の電子化のルールに従うこととしつつ、別表第一に掲げる事項についての審判事件（同表に掲げる事項についての審判前の保全処分の事件を含む。）のうち一定のものについて下記2(1)②のルールは適用しないものとするにつき、どのように考えるか。

(説明)

1 これまでの部会における議論等

これまでの会議では、家事事件の手續における提出された書面等の電子化のルールにつき、家事調停事件及び別表第2に掲げる事項の家事審判事件については適用するがその余の家事事件については裁判所の適切な運用に委ねるものとする意見（中間試案の第9の2(1)の甲案）、全ての家事事件において、当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があったときは適用するとする意見（中間試案の第9の2(1)の乙案）、全ての家事事件に適用するとする意見（中間試案の第9の2(1)の丙案）のほか、下記2(1)②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、家事事件の手續の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置くことができれば（中間試案の第9の2(1)の（注2））、全ての家事事件に電子化のルールを適用することとしても裁判所の負担が過大になるといった弊害は生じないのではないかとの指摘もみられた。

意見募集では、この点に関し、様々な意見が寄せられた。

2 基本的な考え方等

これまでの部会等でも、基本的には、家事事件についても書面等を電子化すべきとの意見が出されているし、中間試案においても、そのような視点の意見があり、家事事件においても、提出された書面等や記録媒体については、基本的にファイルに記録し、電子化する方向で検討することが考えられる。

もっとも、家事事件の中には、対立的な構造にあるいわゆる別表第2に記載がある事件のほか、当事者が申立人のみである別表第1に記載がある事件がある。また、別表第1事件の中には、単発的な申請・許可型の事件（典型例としては、子の氏の変更についての許可の申立て、相続放棄の申述受理など）が含まれており、このような事件の中には、事件記録中の提出書面等の閲覧等の申請がされるケースは少なく、裁判所の審理に当たっても家事調停事件及び別表第2に掲げる事項についての家事審判事件のように何度も記録を見返すといったことが想定されないものもあると考えられる。そして、そのような事件には、裁判書等について電子化され、インターネットを利用して閲覧やダウンロード、その裁判があったことの証明の発行をすることができれば、当事者等から提出された書面等それ自体を電子化しても、当事者等の利便性の向上に資するとはいえないと考えられるケースもあると思わ

れる。また、当事者が提出している書面等の中においても、申立てに係る書面等（申立書）は、申立て等の趣旨を記載したものであり、事件記録の中でも特に意義を有し、ファイルに記録しなければならないとの指摘があるものがある一方で、戸籍謄本等の添付書類など、ファイルに記録し電子化するコスト等と比較してその必要性が見出し難いものもあるとの指摘もあると考えられる。意見募集においても、電子化を目指す以上は、全ての家事事件について、提出書面等の電子化の対象とすべきであるなどとする意見がある一方で、典型的に電子化のニーズが大きいと考えられる事件もあることから、一律全ての事件について電子化を求める案は裁判所の事務処理の負荷と電子化のメリットとのバランスから好ましくないとする意見などもあった。

本文は、以上を踏まえ、家事事件では、基本的に、提出された書面等を電子化することとしつつ、別表第1に掲げる事項についての家事審判事件の中でも当事者等から提出された書面等（申立て等に係るものを除く。）の電子化のメリットが高くないと考えられる事件類型につき、その電子化につき一定の裁量を設けようとする考え方をとるものである。別表第1に掲げる事項についての家事審判事件のうち、下記2(1)②の電子化のルールを適用しないものとする具体的な事件類型については、改正後の家事法下におけるインターネットを用いた提出や閲覧等の利用状況等を踏まえて継続的な検討がより柔軟に可能となるよう、最高裁判所の定めに委ねることが考えられるが、申立人と裁判所との間の書面審理を中心とする（電子化のメリットが高くないと考えられる）もののうち、事件件数や戸籍謄本等の提出の分量の多さ（電子化のコストが大きい）、又は、迅速処理の必要性の高さ（電子化するための時間的コストをかけることが相当でないと思われる）といった観点から検討することが考えられ、例えば、子の氏の変更についての許可、相続の放棄や限定承認の申述の受理、相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長、遺言書の検認などの事件を対象として想定することが考えられる。

なお、下記2(1)②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、家事事件の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置く考え方（中間試案の第9の2(1)の丙案）については、このようなより柔軟な運用を可能とする要件を置く必要性及び相当性が問題になる。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

(1) 民訴法と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとするについて、どのように考えるか

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事

項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事執行等の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出（民訴法第133条第2項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、中間試案の第1の2(2)等と記載内容は同様である。

これまでの会議では、前記(1)のような検討を踏まえた提出書面等の電子化の対象事件等につき、本文及び(注)のような民訴法と同様のルールにより提出書面等を電子化することについては、特段の異論はなかった。

なお、本文及び(注)は、例として民事執行等の手続を念頭において、民訴法と同様のルールを設けることを記載しているが、閲覧等が一般的に許可制とされている一方で民訴法の閲覧等制限に関する規定が適用又は準用されていない手続（人事訴訟の事実の調査、非訟事件及び家事事件）については、本文③や(注)のルールの一部については同様の規律を設けること

はできないこととなる（後記(2)）。そのため、それらの手続について、別途規律を置くことによる手当てが必要かに関しては、検討する必要があると考えられることから、後記(2)のような検討をしている。また、破産手続において、本文③や（注）のルールの一部を適用しないとの考え方については、後記(3)において別途検討することとしている。

(2) 各手続特有のルール（人事訴訟の事実の調査、非訟事件及び家事事件）

人事訴訟の事実の調査、非訟事件及び家事事件においては、前記(1)の（注）のルールに代えて、裁判所は、秘匿決定があった場合において、必要があると認めるときは、ファイルに記録され電子化された記録のうち、秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分につき、その内容を書面に出し、又はこれらを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとするについて、どのように考えるか。

（説明）

1 これまでの部会における議論等

閲覧等が一般的に許可制とされている一方で民訴法の閲覧等制限に関する規定が適用又は準用されていない手続（人事訴訟の事実の調査、非訟事件及び家事事件）については、(1)の説明に記載したとおり、同本文③や（注）のルールについては同様の規律を設けることはできないこととなる。具体的には、非訟法及び家事法は、民訴法第92条、同第133条の2第2項及び同第133条の3を準用していないため、これらの手続においては、(1)の本文③のi及びiiiや（注）のルールと同様の規律をそのまま設けることはできない。また、人事訴訟の事実の調査についても、民訴法第133条の2及び同第133条の3が適用されないため（人訴法第35条第8項）、人事訴訟の手続一般について(1)の電子化のルールにつき民訴法の規定を適用したとしても、(1)の本文③のiiiや（注）のうち民訴法第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項の規定の適用部分は、事実調査部分については適用される場面がない。

これまでの会議においては、上記のような点を踏まえ、各手続における閲覧等が不許可とされる場合の規律等を参考に、特にその情報の管理が問題となる事項につき、ファイルに記録しなければならないものとする対象から除外する旨の規律を設けることが提案された一方で、そのような特段の規律を設けることに反対する意見もあった（中間試案第5の2(2)イ、第9の2(2)イ及び第8の2(2)）。意見募集では、この点に関し、様々な意見が寄せられた。

なお、破産法第12条第1項が規定する支障部分については、後記(3)において別途検討

することとしている。

2 本文の考え方

閲覧等が不許可とされる場合の規律等を参考に、ファイルに記録しなければならないものとする対象から除外する事項についての規律を設けるとの提案に関しては、意見募集においても、閲覧等を許可するか否かの判断は、その閲覧等をする主体や場面によって異なり得るものであり、閲覧不許可の事由を電子化の要否のルールと関係づけることには無理がある（ある者にとっては閲覧等を行うことができる記録であっても、電子化されておらず紙媒体での閲覧等しかできないといったケースがあり得る）といった指摘や、裁判所に書面等が提出されるごとに、事件の内容を踏まえてファイルに記録しない措置をとるかどうかを逐一判断しなければならない（しかも、書面等の一部のみをファイルに記録しないといった措置も必要となる。）とするのは困難かつ煩雑である、秘匿情報等の管理は、システム上でファイルに記録された情報を適切に管理することや記録の閲覧等の許可に係る運用を適切に行うことで対応できるといった指摘などがあった。他方で、非訟事件、家事事件や人事訴訟といった各事件の特色等に鑑み、秘匿価値が高く閲覧等の対象としない資料について電子化の対象外とすること、情報流出に一定の配慮をすることが相当であるといった意見、民事訴訟手続と異なるルールを定めることは許容されるといった意見もあった。

このような意見等をも踏まえると、閲覧等が不許可とされ得る場合と同様の事情を電子化のルールの適用を除外する要件とすることは、意見募集における指摘にあるような観点からも問題があるほか、当事者等からの申立てや裁判所の決定といった契機もなく、提出書面等について一般的に閲覧等が不許可とされるような事項があるかどうか、電子化しないものとするかどうかを裁判所が判断するような制度とすることは困難であるとも考えられる。また、実際に当事者等からの閲覧等の許可を求める申立てに対して不許可とする決定があった場合や、それが確定した場合について、当該部分については紙での保管とするものとするとも考えられるが、これについても、他の当事者等から閲覧等の許可を求める申立てがあった場合にはそれが認められるケースはあり得るのであって、そうであるにもかかわらず、これを紙で保管するものとするのが相当か、という点は問題になるように思われる。

他方で、人事訴訟の事実の調査、非訟事件及び家事事件において、秘匿事項や秘匿事項を推知させる事項といった特に安全管理に留意すべき情報が、秘匿事項届出書面（(1)の本文③のiiによって電子化のルールの適用対象から除外され、これについては、非訟事件や家事事件においても民訴法第133条は準用されていることから同様のルールを設けることが可能である）以外の一件記録にも含まれるケースがあると思われることは民事訴訟の手続と同様であるし、そのような情報の安全管理の必要性も民事訴訟の手続と異ならないものとも考えられる。そこで、本文では、秘匿決定があった場合に限って、ファイルに記録され

電子化された記録中の秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分につき、その内容を書面に出し、又はこれらを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとすることを検討することについて、提案をしている。

なお、営業秘密等については、閲覧等制限の申立てに関する民訴法の規律を準用していない法律において、当事者等の申立てや裁判所の決定を紙媒体で保管する判断の契機とする規律を設けることが困難であること、家事事件などにおいては具体的なニーズが高いケースは実務上それほどないと思われることから、本文の提案の対象とはしていない。

(3) その他（破産手続特有のルールを設けることの是非等）

破産手続においては、(1)の本文③及び（注）のルールを適用しないものとする考え方を採用しないものとするについて、どのように考えるか。

また、破産法第12条第1項が規定する支障部分の閲覧等の制限の申立てがされた場合のその支障部分については、(2)のような特有のルールを設ける考え方を採用しないものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 これまでの部会における議論等

破産手続における提出書面等の電子化のルールの適用に関し、意見募集では、(1)の本文及び（注）の電子化のルールを破産手続にも適用することに賛成する意見が多かった。他方で、民訴法第132条の12第1項各号や同法第132条の13各号により電子化の例外となる営業秘密や秘匿事項等に関して、破産手続においては、裁判所や当事者だけでなく、破産管財人等も全面的に閲覧等を行うことが認められるべきであるとの考え方を前提に、破産管財人等が当該破産事件の事件記録を営業秘密や秘匿事項の部分も含めインターネット等を用いて閲覧等を行うことができるようにするため、(1)の電子化のルールの本文③については、破産手続に適用することに反対するとの意見もみられた。

また、これまでの会議においては、破産手続等において破産管財人等が提出した文書等につき、破産財団の管理又は換価に著しい支障を生ずるおそれがある部分（支障部分）の記載についても、閲覧等の制限をすることができるものとされていることから（破産法第12条）、営業秘密や秘匿事項等と同様に、書面等の電子化の例外を設け、別途紙媒体等での管理を可能とする考え方もあり、中間試案では、そのような特別の規律を設ける考え方と設けない考え方を記載していた（中間試案第3の2(2)イ参照）。この点について、意見募集では、いずれの考え方についても、それぞれ支持する意見があった。

2 本文の考え方

本文前段について、意見募集で一部みられたような(1)の電子化のルール本文③を破産手続に適用しないこととする考え方については、民事訴訟の手続における提出書面等の電子化のルールと異なるルールを採用することにつき、理由があるのかが問題となる。

なお、破産手続等において、秘匿制度の活用が想定される主なケースは、DV等の被害者が債権者として、加害者である破産者に対して、債権届出等をするケースではないかと思われる。このケースでは、破産者との関係で、住所等の秘匿制度の利用が想定される。このケースについて、認否等の必要があるとして、破産管財人が住所等の届出(秘匿事項届出)の閲覧等が認められる場合に、本文③のルールによりサーバに記録する以外の方法による管理を許容すると、サーバと通じた方法と別に、その住所等の情報については破産管財人が取得し、その情報も管理することになる。

また、ここでいう営業秘密は、秘密保持命令の対象となり得る一定の情報(特許情報等)に限られるものであり、いわゆる営業秘密全般について問題とするものでない。破産手続等において、本文③の営業秘密のルールを適用する趣旨は、例えば、破産者が特許情報等を有するケースにつき、破産管財人は、その情報を当然に承知していることを前提に、破産者及び破産管財人においても、その情報が他の者に知られることを防止したいと考えており、そのために、裁判所のサーバに保存しないといったことを求めているといったケースを念頭に置いたものであると解される。そのため、本文③の営業秘密につき、民事訴訟と別のルールを設けるかどうかは、破産者及び破産管財人が、裁判所のサーバに保存しないことを希望するケースであっても、そのような措置をとることができないとするかどうかの観点から、検討すべきように思われる。

また、本文後段については、破産事件の支障部分について、システム上の適切管理に委ねることでも足りるとの意見もあり、それを超えて紙媒体で保管するまでの措置をとらなければならないような実際上の必要性はそれほどないと思われることから、(2)のような特有のルールは設けないものとする考えられる。

第3 電子化された事件記録等の閲覧等

1 民事執行及び破産手続等の電子化された事件記録の閲覧等

(注) 民事執行及び破産手続等における電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 利害関係を有する者(利害関係人)は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 利害関係を有する者(利害関係人)のうち一定の者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

1 これまでの部会における議論等

これまでの会議においては、民事執行及び破産手続等の電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について議論があり、破産手続等では、裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる者の範囲に関し、利害関係人とする考え方が示される一方で、申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等（破産管財人及び保全管理人をいう。以下、この説明において同じ。）に限るものとすべきであるとの意見があった（中間試案の第3の5（注1）及び（注3））。

また、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる者の範囲に関し、民事執行では、当事者（申立債権者及び債務者）に限るものとする考え方があるが、当事者に加えて一定の債権者（例えば、配当要求をした債権者）にも認めるべきであるとの考え方も示された（中間試案の第1の6（注1）及び（注2）参照）。同様の問題につき、破産手続等では、申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等に限るものとする考え方が示される一方で、一定の債権者（例えば、債権届出をした破産債権者）にも認めるべきであるとの考え方が示された（中間試案の第3の5（注1）及び（注2）参照）。

2 （注）の考え方

(1) 破産手続等において裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる者の範囲

破産手続等における利害関係人としては、主として破産債権者が想定される場所、破産債権者は、債権調査において他の破産債権者の届出破産債権に関して異議を述べることができ（破産法第118条第1項、第121条第2項など）、破産者の免責許可の決定に関しても免責不許可事由等に関する意見を述べることができる（破産法第251条第1項）などとされている。意見募集では、倒産手続に最も利害関係を有するのは破産債権者であることから、破産債権者に対する記録の情報提供機能は最大化されるべきであるとの意見や、利害関係を疎明した破産債権者等の利害関係人に裁判所外端末による事件記録の閲覧等を認めず、電子化された事件記録の閲覧等のために裁判所に赴かなければならないものとするのは、記録の電子化の趣旨に反するなどの意見があった。

これに対し、これまでの会議では、破産者のプライバシー保護等の観点から、裁判所外端末により事件記録の閲覧等を行うことができる者の範囲を限定し、破産債権者による裁判所外端末を用いた閲覧等を認めないものとすべきであるとの意見があり、意見募集でも同様の意見があった。もっとも、このような意見については、破産者のプライバシー保護等の問題は、裁判所外端末による閲覧等を否定する方法ではなく、事件記録の閲覧等の制限等に対応すべき問題であるとの指摘もあり、意見募集においても、同様の指摘があった。

このような議論を踏まえ、利害関係人につき、裁判所外端末を用いた閲覧等の請求を認

めることが考えられる。

(2) 民事執行及び破産手続等においていつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる者の範囲

ア これまでの会議では、関係人の利便性の向上の観点から、民事執行及び破産手続等の電子化された事件記録につき、事件の係属中はいつでも（例えば、いわゆる時間外であっても）裁判所外端末による閲覧又は複写を可能とすることについて議論がされている。

そして、民事執行又は破産手続等において当事者あるいは当事者的な立場にある者（民事執行における申立債権者及び債務者、破産手続等における申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等）は、これらの手続に強い利害関係を有しており、その利便性のために、事件の係属中いつでも裁判所外端末を用いた閲覧又は複写を認める必要が高いとの指摘が考えられる。また、利害関係を有する者（利害関係人）が事件記録の閲覧又は複写をするためにはその利害関係を疎明しなければならないが、意見募集では、これらの当事者あるいは当事者的な立場にある者が利害関係を有することは、申立て等から形式的に定まるものであり、裁判所書記官が、これらの者からの閲覧又は複写の請求の度に、その利害関係の存否を判断する必要性は低く、これらの者につき、事件の係属中はいつでも裁判所外端末による閲覧又は複写を可能とすることに特段の問題はないとの意見があった。

そのため、民事執行における申立債権者及び債務者や破産手続等における申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等につき、事件の係属中はいつでも裁判所外端末による閲覧又は複写を可能とすることが考えられる。

イ また、これまでの部会では、上記アで検討した者に加えて、一定の債権者（例えば、民事執行で配当要求をした債権者、破産手続等で債権届出をした破産債権者）についても、事件の係属中はいつでも裁判所外端末による閲覧又は複写を認めるべきであるとの意見があり、意見募集においても、これに賛成する意見があった。意見募集においては、配当要求をした債権者は、執行力を有する債務名義を有すること等が要件とされており、利害関係を有することが明らかであることから、いつでも事件の係属中に閲覧又は複写を認める必要があり、利害関係の認定にも支障がないことから、上記アで検討した者と同様に、閲覧又は複写を認めてよいとの意見があった。また、破産手続の破産債権者についても、一度債権者と認定された者については、事件の係属中いつでも裁判所外端末による閲覧又は複写を認めてよいとすることが考えられるとの意見があった。

他方で、破産手続等に関し、一度債権者と認定された者についても、その後に代位弁済や債権譲渡等によって債権を失った者の対応が問題となり、利害関係の確認は閲覧又は複写の請求の都度にされるべきであるとの指摘があった。また、破産債権者に請求の都度に利害関係の疎明を要求しても、支障は大きくないとの指摘があり、事件の係属

中いつでも裁判所外端末による閲覧又は複写を認めることに消極的な意見もあった。

この点につき、意見募集では、債権を失った場合の対応につき、事件管理システムにおいて、破産管財人の報告などにに基づき、裁判所が、当該者の閲覧等の権限を喪失させるなどの手当てがなされるべきであるとの意見があった。

以上を踏まえ、民事執行及び破産手続等において、(配当要求をした債権者も含め)債権者として利害関係を有する者と認定され、事件記録の閲覧等が認められたものは、事件の係属中はいつでも裁判所外端末による閲覧又は複写を認めることが考えられる。

2 人事訴訟、家事事件及び非訟事件における電子化された事件記録の閲覧等

(1) 人事訴訟の訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等

ア 原則

電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の請求については、請求の主体及び裁判所の許可に係る人訴法第35条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 当事者は、裁判所が人訴法第35条第2項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）又はその部分に記載されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(1)において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。
- ② 利害関係を疎明した第三者は、裁判所が人訴法第35条第3項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧等の請求をすることができる。

イ 自己の提出したものの閲覧等の請求

当事者は、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする事について、どのように考えるか。

(注) 当事者は、電子化されていない訴訟記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする事について、どのように考えるか。

(説明)

本文及び（注）は、中間試案の第8の6(2)アの本文並びにイの本文及びイ（注1）と同様である。意見募集においては、試案に賛成する意見があった。

なお、中間試案の第8の6(2)アの（注1）及び（注2）並びにイの（注2）記載の論点は、(2)の（注）及び（後注）において取り上げている。

(2) 家事事件及び人事訴訟における閲覧等の具体的な方法

(注) 家事事件における電子化された事件記録及び人事訴訟における電子化された訴訟記録（事実の調査に係る部分に限る。）の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

1 これまでの部会における議論等

これまでの会議では、家事事件における電子化された事件記録に関して、裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる者の範囲につき、当事者及び利害関係を疎明した第三者に認めるべきであるとする考え方がある一方で、当事者及び審判を受ける者となるべき者（審判の名宛人となる者）のみに限定して認めるべきであるとの意見もあった（中間試案の第9の7(1)（注1）及び（注3）参照）。

また、人事訴訟における電子化された訴訟記録（事実の調査に係る部分に限る。以下、この説明において同じ。）に関しても、裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる者の範囲につき、当事者及び利害関係を疎明した第三者に認めるべきであるとの考え方がある一方で、意見募集では、当事者のみに限定して認めるべきであるとの意見があった（中間試案の第8の6(2)ア（注1）参照）。

2 （注）の考え方

意見募集では、家事事件及び人事訴訟において、利害関係を疎明した第三者に裁判所外端末による事件記録の閲覧等を認めることにつき、利害関係を疎明した第三者として裁判所に閲覧等が認められ、正当に閲覧等する権利を有する者が、費用や手間を掛けずに迅速に閲覧等を実現できる利益を重視すべきであるとして賛成する意見があり、また、当事者等と利害関係を疎明した第三者につき、裁判所外端末を用いた閲覧等の可否において別異に扱う十分な理由はないとの意見もあった。

これに対し、これまでの会議では、家事事件の記録に含まれるプライバシー等に関する情

報が拡散すること等を懸念し、裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができるのは当事者及び審判を受ける者となるべき者のみに限るべきであるとの意見が出され、意見募集においても同様の意見があった。また、意見募集では、人事訴訟の記録に関しても、同様の意見があった。もっとも、これらの意見については、家事事件・人事訴訟の記録に含まれるプライバシー等に関する情報の保護の問題は、裁判所外端末による閲覧等を否定する方法ではなく、記録の閲覧等における許可制の下で対応すべき問題であるとの指摘が考えられる。

このような議論を踏まえ、当事者及び審判を受けるべき者以外の利害関係者につき、裁判所外端末を用いた閲覧等の請求を認めることが考えられる。

(後注) 家事事件及び非訟事件の電子化された事件記録並びに人事訴訟の電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分につき、法律上、裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、運用により、当事者は、いつでも事件の係属中に、裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 これまでの部会の議論等

家事事件及び非訟事件の手続等では、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、閲覧等の請求をすることができるものとされている(家事法第47条、第254条、非訟法第32条)。また、人事訴訟の訴訟記録中事実の調査に係る部分については、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、閲覧等の請求をすることができるものとされている(人訴法第35条)。

これまでの会議では、電子化された事件記録等につき、当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするにつき、上記の許可制との関係で、どのような規律が考えられるかについて議論がされた。具体的には、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写の許可をする部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(事前の許可を可能とする)との考え方が示され、これらの実現の方法として、運用による考え方のほか、法律上、一定の場合には裁判所の許可を不要とするとの考え方が示された(中間試案の第5の6(1)(注2)、第8の6(2)ア(注2)及び6(2)イ(注2)、第9の7(1)(注2)及び7(2)(注2)参照。)

2 (後注) の考え方

(1) 許可制の是非

家事事件及び非訟事件の事件記録や人事訴訟の訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等につき、当事者が閲覧等をする場合を含め、裁判所の許可が必要とされているのは、これらの事件記録等は、手続に係る者のプライバシー等に関わる情報が含まれているため、このような資料が広く一般に公開されることとすれば、事件の関係者に不利益を生じるおそれがある等の観点からであるとされている。部会資料13の第6・7(1)及び部会資料14の第1・6(1)のとおり、家事事件及び非訟事件においては、基本的には、閲覧等を許可にかからしめることについては、維持することが考えられる。また、本部会資料の第3・2(1)アのとおり、人事訴訟の訴訟記録中事実の調査に係る部分についても、同様に、閲覧等を許可にかからしめることについては、維持することが考えられる。

(2) 同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分

現在の実務では、当事者等は閲覧等の請求をするごとにその許可の申立てをし、裁判所は、閲覧等を許可する部分を特定してその許可をしていると思われる（家事規則第35条、人訴規則第25条参照）ものの、特に裁判所外端末からも閲覧等を行うことができるようになることを想定すると、当事者等が、裁判所の許可を一度得れば、同一当事者の閲覧等に当たり、同一部分につき再度の許可を要しないものとするのが当事者等の便宜にかなうと思われる。また、同一当事者による閲覧等につき、このような運用を認めても、上記の許可制の趣旨には反しないものとも考えることもできる。この点につき、意見募集においても、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分につき、その許可が事後的に不適當になるという事態は通常は考えられず、再度の閲覧等許可の申立てをすることは、当事者及び裁判所にとって無用の労力を要することになるなどの意見もあった。

そして、現行の閲覧等の許可制の規律を維持した上で、同一の当事者が同一の部分につき閲覧又は複写をする場合に再度の許可は不要とするという運用により、当事者等は、当該部分につき、いつでも事件の係属中に裁判所外端末による閲覧又は複写をすることができるものとするとも考えられ、このような運用をとることで、対応することが考えられる。

(3) 閲覧又は許可をする部分の特定に関し今後提出されるものも含めた範囲の指定

これまでの会議では、閲覧又は複写を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（事前の許可を可能とする）との考え方が示された。その上で、例えば、家事事件のうち、離婚調停事件や遺産分割事件など対立する当事者が想定される事件において、当事者双方に手続代理人が選任されている場合などには、民事訴訟と同様に、一方の当事者が裁判所に書面等を提出するとともに、他の当事者に事前にその書面等を直接送付することがあり、このようなケースでは、法律上、手続代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出しているものといえ、提出された資料の閲覧等に裁判所の許可を不要とすることが考えられるとの意見が示された（中間試案の第9の7(2)（注2）参照）。

意見募集では、手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した上で提出した資料につき、相手方等において、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするについては、当事者や第三者に不利益を生じさせるものではなく、手続の円滑な進行にも資するとの意見があった。また、このような資料は、資料の内容を十分に理解している手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した資料であり、裁判所の個別の判断を経ることなく相手方等の閲覧又は複写を認めることに特段の支障はないとの意見もあった。

そこで、このような資料の閲覧等の許可につき、今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定の範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）ことで、その後に手続代理人が当該相手方等に閲覧等をさせても問題ないとして提出した資料につき、裁判所の都度の許可を経ることなく、閲覧等をするを認めることが考えられる（例えば、当事者双方の手続代理人が、当該事件において自ら提出する資料につき、他の当事者に閲覧等が認められても構わないとの意向を示した場合に、裁判所が、予め、双方に対してその閲覧等の許可をしておき、裁判所の都度の許可を経なくてよいこととするといったことが考えられる。）。

これに対し、意見募集では、資料が提出される前に裁判所が閲覧又は複写の許可をする範囲を特定することは容易でなく、また事前の包括的許可によって閲覧又は複写ができる範囲が不明確となるおそれがあるとの指摘があった。

また、意見募集では、手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した後に秘匿が必要になった場合に関し、手続代理人において秘匿の上申を裁判所に行うことで、裁判所による包括的な許可を取り消すことで弊害は防止し得るものと考えられるなどの意見もあった。その他、事前許可の運用の在り方として、当事者全員及び裁判所との間で、当該事案について、包括的・一律ではなく、一定の時期、範囲を区切って閲覧等を認める運用を合意できた場合には、都度許可を得ないという方法も許容されとの指摘もあった。

そのため、現行の閲覧等の許可制を維持しつつ、一定の場合には、今後提出されるものも含めた閲覧又は複写の許可を認め、運用により、当事者等がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写を認めることも考えられる。

第4 各種の公告

1 破産手続等における公告

破産手続等における公告について、どのように考えるか。

○中間試案第3の7「公告」

【甲案】

破産手続等における公告において、官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

【乙案】

破産手続等における公告において、（官報への掲載に加えて、）裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとはしない（甲案のような特段の規律は設けない）ものとする。

（注1）破産手続等における公告は、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によりするものとし、官報への掲載を廃止すべきとの考え方がある。

（注2）個人破産者については、公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないこと（例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとすること）などを検討すべきとの考え方があるが、他方で、破産手続等における公告の効果や意義を踏まえて、裁判所外において公示しないこととするなどの見直しに慎重な考え方もある。

（説明）

1 意見募集の結果等

中間試案に対する意見募集においては、中間試案第3の7については、甲案に賛成する意見はなかった。一方で、乙案に賛成する意見、（注1）に賛成する意見、甲案、乙案及び（注1）のいずれにも反対し、個人破産者の公告の在り方を見直すことを検討すること（注2前段）に賛成する意見、このような検討に反対する意見とに分かれた。

乙案に賛成する意見の理由としては、裁判所のウェブサイト破産に関する情報が公表されることによる破産者への影響が懸念される一方で、現行法においても官報が発行されている上、インターネット版の官報（官報情報検索サービス）でもデータを閲覧することができ、これ以上に破産に関する情報を容易に入手できるようにする必要がないとして、現行法を維持すべきとの指摘をするものがあつた。

（注1）に賛成する意見の理由としては、手続の迅速化及び利用者費用負担の軽減等を指摘するものがあつた。ただし、（注1）に賛成する意見の中にも、破産者のプライバシー保護の観点から、裁判所のウェブサイトへの掲載期間は破産手続終結後一定期間とすべきとの指摘や、公告の内容の転載を禁止し、これに違反した場合にはこれを削除をすることを可能とする措置を講ずるべきとの意見も見られた。

甲案、乙案及び（注1）のいずれにも反対し、個人破産者の公告の在り方を見直すことを検討すること（注2前段）に賛成する意見の理由としては、個人破産について、破産者の個人情報保護、プライバシー侵害防止、経済生活の再生の機会の確保といった観点から、官報への掲載を廃止し、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみにすべきとの意見や、特に同時廃止事件についてこのような見直しを求める意見があつた。また、中に

は、官報公告を維持するとしても、掲載期間の制限や目的外使用の禁止のための規定を設けるべきとの意見や、破産情報の公開の制限、破産情報を正当な理由なく第三者提供した者への罰則の強化を求める意見もあった。

このような検討に反対する意見としては、官報への掲載は、破産手続に関与する多数の関係者に効力を及ぼす方法としてなお重要であるとするものや、破産者のプライバシーの侵害行為については別途対応を検討すべきとするものがあった。

2 上記のとおり、中間試案に対する意見募集においては、様々な意見があった。

現行法下では、破産手続等における公告は、官報に掲載してすることとされている（破産法第10条）ところ、この公告を裁判所のウェブサイトに掲載する方法によりすることについては、公告の果たす機能との関係で、その許容性につき別途の検討が必要となると思われる。また、（個人破産に関し）官報への掲載を廃止して裁判所の掲示場や裁判所設置端末での閲覧のみにすることについては、破産手続等における公告の意義や効果を踏まえた検討が必要になると思われる。いずれにしても、こうした考え方をとる場合には、従前行われてきた公告の方法を大きく変更することになり、その意義を踏まえた検討が必要になると思われる。

2 非訟事件（公示催告事件）における公告

(1) 裁判所設置端末の利用

公示催告事件についての公告において、現行法で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

本文は、部会資料14の第1の8(1)（中間試案の第5の8の(1)）と同様である。

中間試案に対する意見募集においては、閲覧希望者の便宜にかなうことなどを理由に、試案に賛成の意見が多数を占めた。

(2) 裁判所のウェブサイト掲載

非訟事件（公示催告事件）における公告について、どのように考えるか。

○中間試案第5の8(2)「裁判所のウェブサイト掲載」

【甲案】

公示催告事件についての公告において、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイト

に掲載する方法をとらなければならないものとする。

【乙案】

公示催告事件についての公告については、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載によるものとし、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないとの規律は設けないものとする。

(説明)

1 意見募集の結果等

中間試案に対する意見募集においては、中間試案第5の8(2)の甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とに分かれたほか、これらとは異なる案を提示する意見も寄せられた。

このうち、甲案に賛成する意見の理由としては、裁判所のウェブサイトにも掲載することによって、公示催告の実効性が高まるという点を挙げるものが見られた。なお、甲案を支持する見解の中には、裁判所は相当と認めるときは、日刊新聞紙に掲載して公告すべき旨を命ずることができるとする非訟事件手続法第102条第2項の規律は排除することも考えられるとする意見もあった。

乙案に賛成する意見の理由としては、既に官報により不特定多数の者に公示がされており、従前の方法を変更して、裁判所のウェブサイトに掲載する必要がないとするものがあった。

これらとは異なる案としては、利用者が官報公告費用を負担せずに済むメリットにかんがみて、甲案の「加えて」を「代えて」に修正し、裁判所のウェブサイトに掲載することとして、官報への掲載を不要とする（廃止する）べきとする意見があった。ただし、こうした意見の中にも、裁判所以外の者がインターネット上に公開された公告の内容を転用・転載することを禁じ、これらを削除することを可能とする措置を併せて講ずるべきとする意見もあった。

他方で、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によった場合には、当該ウェブサイトが更新された場合に、いつどのように掲載されたか確認することが容易ではないとして、官報に掲載する方法は廃止すべきではないとの意見もあった。また、裁判所のウェブサイトの法的な位置づけが明らかではなく、法律上の根拠とそれにふさわしいセキュリティを有したシステムを導入し、電子官報のような制度を設けることで、紙の官報と同程度の公告に対する信頼性を確保することができ、将来的には紙の官報の廃止もあり得るのではないかとの意見もあった。

2 上記のとおり、中間試案に対する意見募集においては、様々な意見があり、こうした意見を踏まえて検討をする必要があると思われる。

なお、甲案については、「加えて」を「代えて」とすべきとする意見があった。もっとも、この案に対しては、官報が担っていた役割をウェブサイトに掲載することにより代替が可能であるのかについて慎重な検討を要すると思われる。

(後注1) 家事事件の手続において裁判所が行う公告について、最高裁判所規則で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所設置端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

本文は、部会資料13の第6の8の後注1(中間試案の第9の8の後注1)と同様である。中間試案に対する意見募集においては、試案に賛成の意見が多数を占めた。

(後注2) 家事事件についての公告において、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 意見募集の結果等

中間試案に対する意見募集においては、中間試案の第9の8の後注2に賛成する意見と反対する意見とに分かれたほか、これらとは異なる意見も寄せられた。

このうち、後注2に賛成する意見の中には、掲載費用を要する官報公告をなくすべきとの意見があった。

後注2に反対する意見の理由としては、公示方法を追加する必要性がないとするものがあった。

このほか、閲覧者の利便性が高まる一方で、家事事件においては身分事項を扱うことから、特に情報の取扱いを慎重にする必要があるなどとして、後注2につき慎重な検討を求める意見があった。

2 上記のとおり、中間試案に対する意見募集においては、様々な意見があり、こうした意見を踏まえて検討をする必要があると思われる。なお、官報に代えてウェブサイトに掲載する方法をとることについては、官報が担っていた役割をウェブサイトに掲載することにより代替が可能であるのかについて慎重な検討を要すると思われる。

第5 民事執行(単純執行文)

単純執行文制度を維持することについて、どのように考えるか。

○中間試案第1の8(2)ア「単純執行文」

【甲案】

現行法上、強制執行の実施に当たり単純執行文の付与が必要となるケースでも、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、単純執行文の付与を不要とするものとする。

【乙案】

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合においても、現行法と同様に、単純執行文の付与を必要とするものとする。

(注) 甲案をとる場合には、債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合にも、単純執行文の付与を不要とする考え方もある。

(説明)

1 意見募集の結果等

中間試案に対する意見募集においては、甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見があり、甲案に賛成する意見の中でも、(注)に賛成する意見と(注)に反対する意見があった。

甲案に賛成する理由としては、債務名義を作成した裁判所と執行裁判所との間で情報を共有することが可能になり、執行裁判所において債務名義に執行力があるか否かは容易に確認することができること、裁判所の事務負担の軽減と当事者の利便性の向上に資することなどがあった。また、執行文付与に対する異議の手續(民執法第32条)は、執行裁判所の所管に移管すれば足りるとの意見もあった。

他方で、乙案に賛成する理由としては、単純執行文が廃止となった場合には、特殊執行文の要否や、執行力の有無を執行裁判所が判断することとなり、債務名義作成機関と執行機関を分離し、執行手續の迅速性を図ることとした制度趣旨が損なわれるおそれが大きいこと、執行官が執行機関となる場合にはなお単純執行文が必要であり、その場合との平仄が問題となること、単純執行文付与に対する異議申立て(民執法第32条)の機会を喪失させることが妥当かという問題もあることなどがあった。また、電磁的記録によって作成された債務名義が倒産法制における「執行力ある債務名義」(破産法129条第1項等)に該当するのといった問題があり、倒産法制にも影響を及ぼし得る改正内容であるにもかかわらず、この点に関する十分な議論を尽くさないまま改正を行うべきではないとする意見もあった。

また、(注)に賛成する理由には、単純執行文を付与する要件を考慮すれば、電磁的記録であろうが書面であろうが特段取扱いを異にする理由はないことなどがあり、(注)に反対する理由には、債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合には、執行機関には、債務名義に係る事件記録がなく、システム上で記録を確認することができないことなどがあった。

2 本文の考え方

(1) 上記のとおり、中間試案に対する意見募集においては様々な意見があり、また、これまで部会で取り上げていない観点からの指摘もあり、改めて検討する必要があると考えられるし、いずれにしても、単純執行文を廃止した場合に、単純執行文と結びついていた制度に代わる適切な制度を設けることができるかということについては、検討する必要があると思われる。

(2) 例えば、意見募集においても指摘されたように、単純執行文を廃止した場合に、執行文の付与等に関する異議の申立て（民執法第32条）に相当するものとして、執行力の判断について異議を申し立てる手段をどのようにすべきか検討する必要がある。

甲案に賛成する意見には、異議の申立てを執行裁判所に担わせるとの意見もあり、これは民事執行の開始後に、執行裁判所に対する異議を認めることを想定しているものと考えられるが、民事執行の申立てがされる前に異議を申し立てることを制度上も認めないこととして問題がないかといった点を検討する必要があるように思われる。

(3) また、強制執行の申立ての場面のほかに、執行文の有無は、配当要求の可否（民執法第51条第1項等）、配当異議の申出をした債務者の提起すべき訴えの種類（同法第90条第1項及び第5項）、財産開示事件の記録又は第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の可否（同法第201条第2号、209条第1項第2号）、倒産手続において異議を主張する手続（破産法第129条第1項等）に影響するものであり、これらについて、裁判所において電磁的記録により作成された債務名義をどのように取り扱うかも、検討する必要があると思われる。

なお、このように、執行文の有無が様々な場面に影響することを考えると、執行力の有無をその都度判断することは、関連する手続全体としては必ずしも効率的とはいえないといった意見も考えられる。

(4) また、仮に、単純執行文を廃止しなくとも、単純執行文の付与の申立ては、今後、インターネットを通じてすることが可能であり、単純執行文の付与の申立てと強制執行開始の申立てをいずれも、インターネットを通じてするとともに、執行裁判所において、単純執行文の有無を確認するスキームを採用すれば、迅速性に欠けることもないと思われる（仮に、単純執行文の制度を廃止するとしても、単純執行文の要件が備わっていることは、何らかの形で裁判所が判断しなければならないし、執行裁判所において、迅速にその判断をすることが可能かも問題となる。）。そうすると、上記の各問題があり得る現状においては、単純執行文の制度は差し当たり維持せざるを得ないように思われる。